

市・府民税（住民税）の課税のしくみ（令和6年度）

令和6年度の市・府民税の課税は、令和6年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。

令和6年1月2日以降亀岡市に在住しなくなった場合（転出した場合、または死亡した場合）についても令和6年度の市・府民税は亀岡市に納税していただくことになります。

令和6年度の税額は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得に対して課税されます。

1 令和6年度市民税・府民税の主な改正について

（1）森林環境税の創設について

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されるしくみとなっています。

平成26年度から東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・府民税にそれぞれ500円（合計1,000円）が課税されていましたが、令和5年度で終了しました。令和6年度以降は新たに森林環境税が賦課徴収されますが、令和5年度以前と令和6年度以降で負担額に変更はありません。

○個人住民税均等割及び森林環境税の税額

税 目		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
府民税	個人住民税均等割	2,100円	1,600円
市民税	個人住民税均等割	3,500円	3,000円
合 計		5,600円	5,600円

※森林環境税が非課税となる基準については、市民税・府民税の均等割額が非課税になる基準と同様です。【p.12の4（1）を参照】

（2）上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式の統一について

令和6年度から、所得税と住民税（市民税・府民税）で課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税で上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡所得等の確定申告を行うと、これらの所得は住民税（市民税・府民税）でも合計所得金額や総所得金額等に算入されます。また、所得税で申告不要とした場合には、個人住民税においても不要となります。

それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定や、各種行政サービスに影響が出ることがあります。

（3）国外居住親族に係る扶養控除等の見直しについて

令和6年度の住民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれかにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象から除外されます。

- 1 留学により非居住者となった者
- 2 障害者
- 3 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

上記の国外居住親族について、配偶者控除を含む扶養控除及び非課税判定の適用を受ける場合には、対象に応じてその親族に係る必要書類をすべて提出または提示する必要があります。

※令和6年度市民税・府民税の主な改正の詳細については、下のQRコードを読み取るか、インターネットでURL (<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/20/56927.html>) を入力し、内容等をご確認ください。

ご不明な点がありましたら、亀岡市税務課にお問い合わせください。



市ホームページ

2 市・府民税の計算方法

市・府民税額 = ①所得割額 + ②均等割額

① 所得割額 = $\frac{\text{課税総所得金額}(\text{総所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除}(\text{※})}{\text{〔イ〕} \quad \text{〔ロ〕} \quad \text{〔ハ〕} \quad \text{〔ニ〕}}$

※税額控除 = $\frac{\text{調整控除} \cdot \text{配当控除} \cdot \text{寄附金税額控除} \cdot \text{住宅借入金等特別税額控除} \text{など}}{\text{〔ホ〕} \quad \text{〔ヘ〕} \quad \text{〔ト〕} \quad \text{〔チ〕}}$

② 均等割額 = 4,600円 (市民税3,000円、府民税1,600円)

〔イ〕 課税総所得金額

〔ロ〕 総所得金額から〔ハ〕 所得控除を差し引いた金額(1,000円未満は切り捨て)です。

〔ロ〕 総所得金額

令和5年分の各所得の合計額です。所得の求め方は次のように所得の種類により異なります。

(1) 給与所得の速算表(単位:円)

給与収入の合計額	給与所得の金額
550,999 まで	0
551,000～1,618,999	収入金額-550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000～3,599,999	$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000～6,599,999	$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000～8,499,999	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000 以上	収入金額-1,950,000

A = 給与収入の合計額を4で割って千円未満の端数を切り捨てた金額

(2) 公的年金等に係る雑所得の速算表（単位：円）

○65 歳未満の場合

公的年金等収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
1,299,999 まで	収入金額-600,000	収入金額-500,000	収入金額-400,000
1,300,000～4,099,999	収入金額×75%-275,000	収入金額×75%-175,000	収入金額×75%-75,000
4,100,000～7,699,999	収入金額×85%-685,000	収入金額×85%-585,000	収入金額×85%-485,000
7,700,000～9,999,999	収入金額×95%-1,455,000	収入金額×95%-1,355,000	収入金額×95%-1,255,000
10,000,000 以上	収入金額-1,955,000	収入金額-1,855,000	収入金額-1,755,000

○65 歳以上の場合

公的年金等収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,299,999 まで	収入金額-1,100,000	収入金額-1,000,000	収入金額-900,000
3,300,000～4,099,999	収入金額×75%-275,000	収入金額×75%-175,000	収入金額×75%-75,000
4,100,000～7,699,999	収入金額×85%-685,000	収入金額×85%-585,000	収入金額×85%-485,000
7,700,000～9,999,999	収入金額×95%-1,455,000	収入金額×95%-1,355,000	収入金額×95%-1,255,000
10,000,000 以上	収入金額-1,955,000	収入金額-1,855,000	収入金額-1,755,000

※以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額= {給与等の収入金額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)-850 万円} ×10%

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

控除額=給与所得控除後の給与等の金額(10 万円を超える場合は 10 万円)

+ 公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円を超える場合は 10 万円)-10 万円

(注意)1 の控除がある場合は、1 の控除後の金額から控除します。

(3) その他の所得 上記のほか事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などがあります。

〔ハ〕 所得控除

(1) 基礎控除額

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

(2) 社会保険料控除額 …支払金額の全額

(3) 小規模企業共済等掛金控除額 …支払った小規模企業共済掛金、個人型年金加入者掛金、または心身障害者扶養共済掛金の合計額

(4) 生命保険料控除額（端数切り上げ）

区分	支払金額	所得控除額	区分	支払金額	所得控除額
①新生命保険料 ②新個人年金保険料 ③介護医療保険料 の控除額 (H24.1.1以降契約)	12,000 円以下	支払保険料の 全額	④旧生命保険料 ⑤旧個人年金保険料 の控除額 (H23.12.31以前契約)	15,000 円以下	支払保険料の 全額
	12,000 円超、 32,000 円以下	支払額×1/2+ 6,000 円		15,000 円超、 40,000 円以下	支払額×1/2+ 7,500 円
	32,000 円超、 56,000 円以下	支払額×1/4+ 14,000 円		40,000 円超、 70,000 円以下	支払額×1/4+ 17,500 円
	56,000 円超	一律 28,000 円		70,000 円超	一律 35,000 円
※①、②、③の合計額の上限は 70,000 円			※④、⑤の合計額の上限は 70,000 円		
≪新契約、旧契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合≫ それぞれの計算式で求めた合計額となり、各控除の上限は 28,000 円、合計額の上限は 70,000 円					

(5) 地震保険料控除額（端数切り上げ）

区 分	支払金額	所得控除額
(a)地震保険料のみの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	一律25,000円
(b)長期損害保険料のみの場合 (10年以上で満期返戻金あり) ※H18年末までに締結したものに限る	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超、15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超	一律10,000円
(c) (a)と(b)両方ある場合	(a)+(b) (上限25,000円)	

※ 地震保険料と長期損害保険料の双方に該当するものは、1契約単位にいずれか一方で控除額を計算します。

(6) 扶養控除額（扶養される者の合計所得金額が48万円以下の場合に適用）

一般の扶養親族		33万円
特定扶養親族		45万円
老人 扶養親族	同居老親等以外の者	38万円
	同居老親等	45万円

一般の扶養親族 …16歳以上19歳未満（平成17.1.2～平成20.1.1生まれ）

23歳以上70歳未満（昭和29.1.2～平成13.1.1生まれ）

特定扶養親族 …19歳以上23歳未満（平成13.1.2～平成17.1.1生まれ）

老人扶養親族 …70歳以上（昭和29.1.1以前生まれ）

同居老親等 …本人またはその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で同居している者

(7) 配偶者控除額（扶養される配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に適用）

納税義務者の 所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
一般の控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

※老人控除対象配偶者…70歳以上（昭和29.1.1以前生まれ）

(8) 配偶者特別控除額

配偶者の 合計所得金額		【参考】 配偶者の 給与収入金額	納税義務者（扶養する人）の 合計所得金額		
			900 万円 以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配 偶 者 特 別 控 除	48 万円超～100 万円以下	103 万円超 155 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超～105 万円以下	155 万円超 160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超～110 万円以下	160 万円超 166 万 8 千円未満	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超～115 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超～120 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超～125 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超～130 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超～133 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	3 万円	2 万円	1 万円

(9) 障害者控除額

一般の障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

(10) 寡婦・ひとり親控除額

本人女性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
	扶養親族:「子」あり	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	扶養親族:「子以外」あり	26万円	—	26万円	—	—	—
	扶養親族:なし	26万円	—	—	—	—	—

本人男性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
	扶養親族:「子」あり	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	扶養親族:「子以外」あり	—	—	—	—	—	—
	扶養親族:なし	—	—	—	—	—	—

(11) 勤労学生控除額…26万円

(12) 医療費控除額…(支払医療費－保険金等補てん額)－(10万円と総所得金額等の5%の
いずれか少ない方の金額) (最高控除限度額200万円)

(13) セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

…(医薬品購入金額－保険金等補てん額)－12,000円 (最高控除限度額8万8千円)

(14) 雑損控除額…次の(ア)、(イ)で計算されるいずれか多い方の金額

(ア) (損失額－保険金等補てん額)－(総所得金額等×10%)

(イ) 災害関連支出の金額－5万円

〔二〕 税率

(1) 所得割の税率

課税総所得金額、課税退職所得金額（分離課税されるものを除く）および課税山林所得
金額の合計額 × 税率 10% (市民税 6% + 府民税 4%)

※税率については、地方税法に定める標準税率（日本全国一律）を適用しています。

(2) 分離譲渡所得の税率表

区分及び課税所得額		市民税	府民税
一 般	長 期 譲 渡	3.0%	2.0%
	短 期 譲 渡	5.4%	3.6%
居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
上場株式等譲渡所得		3.0%	2.0%
未公開株式など譲渡所得		3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得		3.0%	2.0%
先物取引による所得		3.0%	2.0%

〔ホ〕 調整控除

市・府民税は、基礎控除や扶養控除などの人的控除額が所得税より低く定められています。

(例：市・府民税基礎控除額 43万円 所得税基礎控除額 48万円)

よって、市・府民税は、同じ所得金額でも課税所得金額が所得税の場合よりも大きくなります。

このため、各納税者の人的控除の差に応じて市・府民税を減額する調整控除が適用されます。

○調整控除額の算出方法

市・府民税の 課税所得金額(※)	税 額 か ら 控 除 さ れ る 額
200万円以下	次の①と②のいずれか小さい額×5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 市・府民税の課税所得金額
200万円超 2,500万円以下	{人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額－200万円)}×5% ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※「市・府民税の課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。(課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含みません)

※課税所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

○人的控除額の差

所得控除（人的控除分）		人的控除の差		
基礎控除		5 万円		
配偶者控除	納税義務者の 所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	老人	10 万円	6 万円	3 万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得 48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	配偶者の合計所得 50 万円超 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
扶養控除	一般	5 万円		
	特定	18 万円		
	老人	10 万円		
	同居老親等	13 万円		
障害者控除	一般	1 万円		
	特別	10 万円		
	同居特別	22 万円		
ひとり親控除	父	1 万円		
	母	5 万円		
寡婦控除		1 万円		
勤労学生控除		1 万円		

〔へ〕 配当控除

株式などの配当所得×控除率＝配当控除

○控除率

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※外国法人からの配当等、配当控除の対象とならないものもあります。

〔ト〕 寄附金控除

(1)	都道府県・市区町村への寄附金	対象寄附先	市町村または特別区、都道府県
		控除額	① $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ (市民税6% + 府民税4%) ② $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times [90\% - 0 \sim 45\% (\text{所得税の限界税率}) \times 1.021]$ (市民税3/5、府民税2/5) ① + ② = 控除額 ※②は市・府民税所得割から調整控除後の金額の20%が限度 (例) 寄附金60,000円、所得税の限界税率10%の場合 ① $(60,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = \underline{5,800\text{円}}$ ② 市民税 $(60,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} \times 3/5 \div 27,767$ (以下端数切上) 府民税 $(60,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} \times 2/5 \div 18,512$ ① 5,800円 + ② (27,767円 + 18,512円) = 控除額 52,079円
(2)	一般の寄附金	対象寄附先	京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部、市区町村への寄附金 (特例控除対象外)
		控除額	$[\text{寄附金} - 2,000\text{円}] \times 10\%$ (市民税6% + 府民税4%)
(3)	条例で指定されている団体への寄附金	対象寄附先	京都府または亀岡市の条例で指定している団体
		控除額	$[\text{寄附金} - 2,000\text{円}] \times$ 市民税6% (亀岡市条例指定) 府民税4% (京都府条例指定) ※両条例で指定されている場合は $[\text{寄附金} - 2,000\text{円}] \times 10\%$ (市民税6% + 府民税4%)

※上記(1)、(2)、(3)あわせて総所得金額等の30%が対象寄附金の限度額となります。

ふるさと納税の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。令和元年6月1日以降に総務大臣から指定を受けていない地方団体へ寄附を行った場合、ふるさと納税の対象外となります。

〔チ〕 住宅借入金等特別税額控除

(1) 適用要件
所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった金額があり、平成21年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人
(2) 市・府民税で控除できる住宅借入金等特別控除額
次の①と②のいずれか少ない金額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額 ② 【平成21年1月から平成26年3月までの入居者】 所得税の課税総所得金額等×5%の金額（控除限度額97,500円、控除期間10年） 【平成26年4月から令和3年12月までの入居者】 所得税の課税総所得金額等×7%の金額（控除限度額136,500円、控除期間10年もしくは13年） 【令和4年1月から令和7年12月までの入居者】 所得税の課税総所得金額等×5%の金額（限度額97,500円、控除期間10年もしくは13年）

3 市・府民税の納付方法

(1) 普通徴収

6月、8月、10月、12月の年4回に分けての納付となります。

亀岡市から6月中旬頃に送付いたします納付書で、本市の取扱金融機関、市役所の窓口およびコンビニエンスストアでの納付または口座振替により納付いただきます。また、納付書に印字された地方税統一QRコードを利用することで、地方税統一QRコード対応金融機関での納付やスマートフォン決済アプリおよびクレジットカード等でも納付が可能です。

新たに口座振替による納付を希望される人は、市役所や市内の金融機関、郵便局の窓口を設置しております口座振替依頼書に必要事項を記入の上、お申込みください。

※クレジットカードでの支払いは、納付書をお持ちでインターネット接続可能な人に限ります。

また、支払額に応じたシステム利用料が必要です。詳しくは地方税共同機構が運営する地方税お支払いサイトをご覧ください。 (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

※クレジットカードやスマートフォン決済アプリは、コンビニや金融機関等の窓口では、お支払いできません。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 給与からの引き落とし（給与特別徴収）

6月から翌年5月までの毎月の給与から引き落とします。

(3) 公的年金等特別徴収（公的年金等からの引き落とし）

65歳以上の人は原則として公的年金から直接引き落とします。本人の希望により年金からの特別徴収を止めて、普通徴収を選択することはできません。

また年金所得以外の所得について、年金から特別徴収することはできません。公的年金所得に係る税額のみが年金特別徴収となります。

他に給与所得やその他の所得がある場合は、公的年金所得は公的年金からの特別徴収となり、給与所得やその他の所得は、給与からの特別徴収又は普通徴収として納付していただきます。

※（３）の対象者は以下のア、イ、ウの要件にすべて該当する人です。

- ア 当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の人
- イ 年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給されている人
- ウ 亀岡市の介護保険料が年金から引き落としされている人

以上のとおり、納付方法は分かりますが、それぞれの方法で納付いただいた合計額が、1年間の納税額になります。（二重課税になるものではありません。）

◎所得の種類に応じた市・府民税の納付方法

年齢	所得の区分	納付方法
65歳未満の人	給与所得	普通徴収または給与特別徴収
	公的年金等所得	普通徴収または給与特別徴収 ・給与所得が給与特別徴収の場合、原則として給与特別徴収 ・給与所得がない場合および給与所得が普通徴収の場合は普通徴収
	その他の所得	普通徴収または給与特別徴収
65歳以上の人	給与所得	普通徴収または給与特別徴収
	公的年金等所得	原則として公的年金等特別徴収 (給与からの特別徴収はできません。また納付方法の選択はできません。)
	その他の所得	普通徴収または給与特別徴収

○公的年金等特別徴収の納め方

◇令和6年度に新たに公的年金等特別徴収となる人

	納付書で納める（普通徴収）		年金からの引き落とし（公的年金等特別徴収）		
月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
算出方法	年税額の1/4		年税額の1/6		

○普通徴収

年度の前半は、第1期分（6月）と第2期分（8月）に年税額の4分の1ずつを、納付書又は口座振替で納めていただきます。

○公的年金等特別徴収

年度の後半は、10月、12月、2月の年金支給額から年税額の6分の1ずつが引き落としされます。

◇令和5年度から引き続いて公的年金等特別徴収となる人

	年金からの引き落とし（公的年金等特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	仮徴収 (前年度分の年税額×1/2)×1/3			本徴収 (年税額-仮徴収額)×1/3		

○仮徴収

年度の前半は、前年度の税額の6分の1ずつが、4月、6月、8月の年金支給額から引き落としされます。

○本徴収

年度の後半は、確定した年税額から年度の前半分（仮徴収分）を差し引いた税額の3分の1ずつが、10月、12月、2月の年金支給額から引き落としされます。

4 市・府民税が非課税となる人

（1）均等割及び所得割、森林環境税が非課税となる人

- ア 前年中に所得がなかった人
- イ 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ウ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下であった人
※令和5年度から1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の人、未成年者にはあたりません。
- エ 前年中の合計所得金額が下表に該当する人

扶養親族等	前 年 中 の 所 得 金 額（合計所得金額）
な し	38万円以下の人
あ り	{（本人(1)+同一生計配偶者(1)+扶養親族数）×28万円+10万円+16万8千円}以下の人

※合計所得金額とは、総所得金額等に各損失の繰越控除を適用する前の金額です。

※扶養親族数には年少扶養親族（16歳未満）を含みます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にし、前年度の合計所得金額が48万円以下の配偶者を言います。

（2）所得割のみ非課税となる人（均等割4,600円及び森林環境税1,000円のみ課税）

扶養親族等	前 年 中 の 所 得 金 額（総所得金額等）
な し	45万円以下の人
あ り	{（本人(1)+同一生計配偶者(1)+扶養親族数）×35万円+10万円+32万円}以下の人

※総所得金額等とは、合計所得金額に各損失の繰越控除を適用した後の金額です。

※扶養親族数には年少扶養親族（16歳未満）を含みます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にし、前年度の合計所得金額が48万円以下の配偶者を言います。

上記のとおり、住民税は16歳未満の年少扶養親族を含めて算定し、非課税となるか判定します。そのため、源泉徴収票の「16歳未満扶養親族」欄の記載が漏れていたり、確定申告書の第2表にある「配偶者や親族に関する事項」欄の該当の項目への記載を忘れた場合、16歳未満の年少扶養親族を含めて所得額を算定することができません。該当する人は、税務課に市・府民税の申告書を提出してください。

均等割・所得割の非課税金額一覧

扶養している人数	均等割も所得割も非課税となる所得金額	所得割のみ非課税となる所得金額
1人	合計所得金額82万円8千円以下	総所得金額112万円以下
2人	合計所得金額110万円8千円以下	総所得金額147万円以下
3人	合計所得金額138万8千円以下	総所得金額182万円以下

5 市・府民税の申告

(1) 市・府民税の申告が必要な人（ただし(2)の人を除きます）

- ア 1月1日現在、市内に居住していて、前年中に所得のあった人
- イ 市外の居住者で、1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの人
- ウ 所得証明書などが必要となる人
- エ 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている人
- オ 公営住宅に入居されている人
- カ 児童扶養手当を受給されている人

(2) 市・府民税の申告が不要な人

- ア 確定申告をした人
- イ 所得が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ウ 所得が公的年金のみで、年金支払先から公的年金等支払報告書が市に提出されている人

(3) 申告の期限 毎年3月15日まで（3月15日が土日祝日の場合は翌平日まで）

＜問い合わせ＞ 亀岡市税務課市民税係 電話(直通) 0771-25-5012